

納税準備預金

平成29年1月4日現在

商品名 (愛称)	納税準備預金
販売対象	・法人、個人
期間	・特に期間の定めはありません。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預け入れできます。 ・1円以上 ・1円単位
払戻方法	・次の租税納付にあてる場合に限り払戻しできます。 (1) 所得税 (2) 法人税、相続税、贈与税 (3) 事業者が納付する物品税、酒税、消費税等 (4) 市区町村民税、固定資産税、自動車税、不動産取得税、国民健康保険税等の地方税 (5) 事業者が地方公共団体に納付する入場税、遊興飲食税等
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・年2回(2月、8月)の当金庫所定の日に元金に組入れます。 ・1年を365日とする日割計算。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として利息を計算します。
税金	・利息には所得税はかかりませんが、納税目的以外に払戻した場合は、次により課税扱いとなります。 ・平成25年1月1日から平成49年12月31日までに支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、15.315%の国税がかかります。なお、個人及び収益事業を行わない、法人以外の団体については、その他に5%の地方税がかかります。 (1) 一般納税準備預金 一度でも納税外支払があれば、その払出しの属する利息計算期間中の利息については、課税扱いとなります。 (2) 納税貯蓄組合預金 利息計算期間中の納税外支払額の累計が10万円を超える場合、その期間中の利息については課税扱いとなります。
金利情報の 入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧ください。または窓口へご照会ください。
その他参考と なる事項	・租税納付以外の目的で払戻した場合には、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金利率によって計算します。
預金保険について	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)
苦情処理措置 紛争解決措置	・お客さまからの相談・苦情・紛争等につきましては「苦情処理措置・紛争解決措置について(預・融 共通)」をご覧ください。